

山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金は、高齢者福祉の増進を図るため、高齢者の生きがい対策事業等に要する経費に対して、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業運営要綱に基づき（一社）山梨県老人クラブ連合会が行う事業とする。

(交付基準)

第3 この補助金の交付額は、別表の第Ⅰ欄に定める基準額と、第Ⅱ欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、次の種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4 この補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第5 この補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（別紙様式2）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 山梨県老人クラブ連合会にあっては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付申請)

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（別紙様式4）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、別紙様式5による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8 この補助金の実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書を、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第9 特別の事情により第3、第4及び第5並びに第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

平成4年3月9日付け長第3-34号山梨県厚生部長通知「山梨県老人福祉費（在宅）補助金交付要綱」は廃止する。

附則 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年3月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 1 この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 「山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱」で規定する「老人クラブ等活動推進員設置事業」については、当該要綱の一部改正により平成21年4月1日から「山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱」で規定するものとする。

附則 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

I 基 準 額	II 対 象 経 費
次により算出した額の合算額とする。 1 推進員 1 人当たり 2,034,000 円 2 知事が必要と認めた額	・老人クラブ等活動推進員の設置運営に必要な給料 ・職員手当等 ・共済費

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金所要額調 (様式1)
- (2) 基準額内訳書 (様式2)
- (3) 事業計画書 (様式3)
- (4) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

様式 1

山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金所要額調

(一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会)

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額 A	基 準 B 額	県 補 助 所 要 額 C	備 考
老 人 ク ラ ブ 等 活 動 推 進 員 設 置 事 業 費	円	円	円	

様式2

基準額内訳書

区 分		対象人数	基準単価	基準額
老人クラブ等 活動推進員 設置事業費	推 進 員	人	2,034,000円	円
	知事が必要 と認めた額		円	円
	合計		円	円

注:「知事が必要と認めた額」の「基準単価」については、毎年度、県から通知するものとする。

様式3

事業計画書

(1) 老人クラブ等活動推進員設置の状況

配 置 先 の 状 況	配 置 先		甲府市北新一丁目2番12号 一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会		
	事 務 局 の 組 織	推 進 員 (人)	職 名	氏 名	
		事務職員			
		活動推進 員 設 置 事 業 費	歳 入	県補助金	その他(会費等)
			円	円	円
		歳 出	人件費	その他	合 計
			円	円	円

(老人クラブ等活動推進事業実施計画)

- (1) 老人の社会参加促進のための企画立案に関する事
- (2) 社会奉仕活動等の調査研究に関する事
- (3) 地域活動、教養活動及び健康活動の展開に関する事
- (4) 市町村老人クラブ連合会の活動促進、育成指導に関する事
- (5) 老人クラブ指導者研修会等の開催に関する事
- (6) 老人クラブ活動事例等の調査及び紹介に関する事
- (7) 各種催物に関する事
- (8) 若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係わる調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業に関する事
- (9) その他高齢者能力開発情報センターへの協力等、老人の福祉向上に関する事

(2) 人件費所要額内訳

氏名	年齢	対象経費支出予定額
		円
		円
		円
合計		円

別紙様式 2

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更したいので、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 添付書類

- (1) 山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金所要額調 (様式 1)
- (2) 基準額内訳書 (様式 2)
- (3) 事業変更計画書
- (4) 歳入歳出予算書

別紙様式3

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金
事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあったこのことについて、次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況（事業実績報告書の様式を準用のこと）
- (2) その他参考資料

別紙様式 4

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金変更交付申請書

このことについて、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
(うち今回追加申請額 金 円)
- 2 添付書類
 - (1) 山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金所要額調 (様式 1)
 - (2) 基準額内訳書 (様式 2)
 - (3) 事業計画書 (様式 3)
 - (6) その他参考となる資料

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった令和
年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金について、山梨県老
人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、
次のとおり概算払いを請求します。

記

1 概算払請求金額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

① 現 金 指定金融機関名

② 口座振替 振込先銀行名

預金種別 (当座・普通)

フ リ ガ ナ

口座名

No.

別紙様式 6

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた令和
年度山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金に係る事業実績につ
いて、山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金交付要綱第 8 条の規定
により、次のとおり報告します。

- 1 山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金精算書 (様式 1)
- 2 基準額内訳書 (様式 2)
- 3 事業実績報告書 (様式 3)
- 4 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- 5 その他参考資料

様式 1

山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金精算書

(一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会)

種 目	対 象 経 費 実 支 出 A	基 準 B 額	県 所 補 助 要 額 C	県 決 交 定 D 付 額	県 補 助 受 入 済 E 金 額	差 引 過 不 足 F (E - D)
老人クラブ等 活動推進員 設置事業費	円	円	円	円	円	円

様式2

基準額内訳書

区 分		対象人数	基準単価	基準額
老人クラブ等 活動推進員 設置事業費	推 進 員	人	2,034,000円	円
	知事が必要 と認めた額		円	円
	合計		円	円

注:「知事が必要と認めた額」の「基準単価」については、毎年度、県から通知するものとする。

様式3

事業実績報告書

(1) 老人クラブ等活動推進員設置の状況

配 置 先 の 状 況	配 置 先		甲府市北新一丁目2番12号 一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会		
	事 務 局 の 組 織	推 進 員 (人)	職 名	氏 名	
		事務職員			
		活動推進 員 設 置 事 業 費	歳 入	県補助金	その他(会費等)
			円	円	円
		歳 出	人件費	その他	合 計
			円	円	円

(老人クラブ等活動推進事業実施計画)

- (1) 老人の社会参加促進のための企画立案に関する事
- (2) 社会奉仕活動等の調査研究に関する事
- (3) 地域活動、教養活動及び健康活動の展開に関する事
- (4) 市町村老人クラブ連合会の活動促進、育成指導に関する事
- (5) 老人クラブ指導者研修会等の開催に関する事
- (6) 老人クラブ活動事例等の調査及び紹介に関する事
- (7) 各種催物に関する事
- (8) 若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係わる調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業に関する事
- (9) その他高齢者能力開発情報センターへの協力等、老人の福祉向上に関する事

(2) 人件費所要額内訳

氏名	年齢	対象経費支出予定額
		円
		円
		円
合計		円